

## 令和7年5月北名古屋市教育委員会議事録

招集年月日	令和7年5月7日 (水)
招集場所	北名古屋市役所 東庁舎 3階 第5会議室
開会	令和7年5月14日 (水) 午前9時56分
応招委員 (出席委員)	教育長 松村 光洋 委員 (教育長職務代理者) 岡島 秀隆 委員 池山 健次 委員 山田 聰子 委員 田中 幸湖 委員 平松 貴美子
不応招委員 (欠席委員)	
説明のため 会議に出席 した者 の 職 氏 名	教育部長 安井 政義、教育部参事 池田 英則、教育部次長兼学校教育課長 高橋 真人、生涯学習課長 祖父江 由美、スポーツ課長 渡辺 進、学校教育課主幹 水野 正景、学校教育課係長 太田 祐介、学校教育課教育指導員 尾崎 洋志
提出議案	議案第11号 北名古屋市社会教育委員の委嘱について 議案第12号 北名古屋市図書館協議会委員の任命について
閉会	令和7年5月14日 (水) 午前11時46分
議事日程	別紙のとおり
議事録 署名委員	

議事録作成者

## 令和 7 年 5 月 14 日 教育委員会会議議事録について

令和 7 年 5 月 14 日の教育委員会会議議事録については、令和 7 年 9 月 26 日教育委員会臨時会において、「議案第 20 号、令和 7 年 5 月教育委員会会議議事録の訂正について」が審議され、当該議事録の所管事項報告の一部を非公開とすると議決された。

については、訂正後の議事録を公開する。

< 午前 9 時 56 分 開会 >

**教育長（松村光洋）**

ただいまの出席数は 6 名で、定足数に達しております。よって会議は成立しますので、令和 7 年 5 月 北名古屋市教育委員会を開会いたします。

最初に人事案件について、教育部長、説明してください。

**教育部長（安井政義）**

教育委員会の人事案件について、ご報告します。5 月 13 日に北名古屋市議会臨時会が開催され、市長が、教育委員の人事案件を提案し議会の同意を得ました。本日、辞令交付式があり、諸星明彦様が辞令を受けました。諸星様は、西之保にお住いの方で、長年にわたり教員を勤められ最後の勤務校は天神中学校長で平成 30 年 3 月に定年退職されました。また、北名古屋市ふれあいスポーツクラブ理事、愛知県アーチェリー協会副理事長、公益財団法人愛知県スポーツ協会理事など多岐にわたり活躍、行政分野では北名古屋市教育改革専門員、社会教育委員長など地域スポーツと教育行政に幅広くご尽力いただいている方です。以上報告となります。よろしくお願ひいたします。

**教育長（松村光洋）**

日程第 1、前議事録の承認を議題とします。

お諮りします。令和 7 年 4 月 16 日の会議の議事録を、承認することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

**教育長（松村光洋）**

全員異議なしと認め、前議事録は事務局原案のとおり承認することに決定いたしました。各委員、署名をお願いします。

（教育長、各委員が前議事録に署名）

**教育長（松村光洋）**

日程第 2、議事に移ります。

議案第 11 号、北名古屋市社会教育委員の委嘱についてを議題とします。事務局、説明してください。

**生涯学習課長（祖父江由美）**

議案第 11 号、北名古屋市社会教育委員の委嘱について、ご説明申し上げます。新たに社会教育委員をお願いしますのは、学校教育関係者として武藤可朗訓原中学校長、池山直樹五条小学校 P T A 会長、社会教育関係者として

河口牧子スポーツ協会会长、学識経験のある者として細川賢司名古屋芸術大学教育学部講師です。提案理由、この案を提出するのは、北名古屋市社会教育委員設置条例第3条第2項の規定により、社会教育委員を委嘱する必要があるからでございます。なお、4人の任期は、前任者の残任期間である令和8年7月31日までとなります。次ページに委員名簿を参考に添付しております。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**教育長（松村光洋）**

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

**教育長（松村光洋）**

委員長が3月31日をもって退任され、欠員となっておりますので、次の社会教育委員会会議で、新たな委員長を選出することになります。副委員長は、寺川委員が務めてみえます。

お諮りします。議案第11号について、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

**教育長（松村光洋）**

全員異議なしと認め、議案第11号、北名古屋市社会教育委員の委嘱については、承認されました。

次に、議案第12号、北名古屋市図書館協議会委員の任命についてを議題とします。事務局、説明してください。

**生涯学習課長（祖父江由美）**

議題12号、北名古屋市図書館協議会委員の任命について、ご説明申し上げます。委員に任命しますのは、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、伊藤彩子さん保育園保護者会連絡協議会会长、木下歩美さん師勝はなの樹幼稚園父母の会代表です。提案理由、この案を提出するのは、北名古屋市図書館設置及び管理に関する条例第4条第2項の規定により、図書館協議会委員を任命する必要があるからでございます。なお、お二人の任期は、前任者の残任期間である令和8年8月31日までとなります。次ページに委員名簿を参考に添付しております。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**教育長（松村光洋）**

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

(しばらくの間)

**教育長（松村光洋）**

図書館協議会の委員は、8名で構成しています。

お諮りします。議案第12号について、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の声あり)

**教育長（松村光洋）**

全員異議なしと認め、議案第12号、北名古屋市図書館協議会委員の任命については、承認されました。

以上で議事を終了します。

**教育長（松村光洋）**

日程第3、報告に移ります。

(1)教育長報告について、会議・行事等報告ですが、別紙をご覧ください。資料には書いてありませんが、不祥事に関わることで5月1日と5月2日に保護者に説明会を開きました。2件とも教育委員会事務局が出席し、保護者からのご意見に対し、誠意をもって丁寧にお答えさせていただきました。後ほど報告させていただきます。5月12日、いじめ問題専門委員会を開きました。この件についても、後ほど事務局から報告させていただきます。5月8日、地区教育会総会が開催され、令和7年度と8年度は清須市が事務局となります。教育委員連絡協議会を含め昨年度2回研修会を開催し、委員の皆様方にご参加いただきました。今年度も計画させていただきますので、決まり次第ご連絡させていただきます。ただいまの報告について、何かご質問等ございませんか。

(しばらくの間)

**教育長（松村光洋）**

次に、(2)所管事項報告に移ります。北名古屋市総合運動広場グラウンドの開放実証事業について、事務局、説明をお願いします。

**スポーツ課長（渡辺進）**

北名古屋市総合運動広場グラウンドの開放実証事業について説明させていただきます。1の目的として、市内各中学校で実施した市長との対話集会の中で、ボール遊びが出来る場所が市内に少ないとの意見を多くいただいていることもあり、中学生の運動機会を創出するとともに公共施設の有効活用を図るため、総合運動広場グラウンドの利用の少ない時間を使用し、訓原中学校の生徒を対象にした実証事業を行います。2の開放期間ですが、本年5月19日

から10月27日までの毎週月曜日になります。ただし、夏休み期間等は実施しません。3の開放時間として、午後4時30分から午後6時30分までとし、照明は使用しないため、9月と10月は日没の関係で終了時間を早めることになります。4の対象者は、総合運動広場グラウンドが訓原中学校の通学区域であることから、訓原中学校の生徒を対象に実証事業を行うものです。6の使用料は無料です。7の開催の有無は、グラウンドを開放する場合は、午後4時30分に総合運動広場出入口に「グラウンド開放実証中」の看板を掲示し、中止の場合は、訓原中学校の協力を得て東門に「グラウンド開放中止」の看板を掲示するとともに校内放送で生徒へ周知していただきます。8の事故や負傷等の補償については、自己責任のもと使用していただきます。9の利用方法として、グラウンド管理人が、午後4時30分からクラブハウスに勤務しグラウンドを開放しますので、利用状況の把握のため、「氏名・学年・利用時間」を記入後にグラウンドを利用してもらいます。10の利用に関する注意事項の主なものとして、(2)スポーツ用具や石灰等は使用者が用意し、サッカーゴールの使用時の「重し」は、グラウンド管理人に申し出て、器具庫から借りてもらいます。(3)野球の硬式ボールの使用は禁止する。(9)時間内にグラウンド整備が終了するようにすること。別添資料は、開放カレンダーと周知看板の内容となります。月曜日の実施については、生徒の下校時間が早い時間であり、総合運動広場グラウンドの使用が比較的少ない日ということで選択しました。今回の開放実証事業を検証し、マナーが守られれば継続し、他校の生徒にも対象を広めていくかを検討したいと考えています。なお、生徒・保護者への案内は、既に学校を通して完了しております。説明は以上です。

**教育長（松村光洋）**

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

（岡島委員、挙手）

**教育長（松村光洋）**

岡島委員、お願いします。

**委員（岡島秀隆）**

項目8の事故や負傷のときの自己責任ですが、例えば管理責任ということを問われないですか。

**スポーツ課長（渡辺進）**

広場という位置付けにおいての実証事業で行います。結果を検証し、難しいということであれば、今後の解放は中止せざるを得ません。利用状況を注視しながら、対応したいと考えております。

**教育長（松村光洋）**

事故や負傷について、施設に瑕疵がある場合は責任を問われるのは当然ですが、自己責任と捉えています。

**委員（岡島秀隆）**

グループで使用する場合は、グループで保険を掛けていると思います。

**スポーツ課長（渡辺進）**

使用料をいただく場合、保険の加入を必須としております。今回は、生徒の活動場所の拡充するために広場を開放し、施設の管理等も含めての実証事業となります。保険については考えていないという状況です。

**教育長（松村光洋）**

基本的に4時半から6時半という時間であり、学校の管理外という形になるので、スポーツ振興センターの保険も対象外となります。

**スポーツ課長（渡辺進）**

スポーツ課が行う事業ということであれば、市長会の賠償保険が適用されます。

（山田委員、挙手）

**教育長（松村光洋）**

山田委員、お願いします。

**委員（山田聰子）**

使用者の視点で考えると北名古屋市の公園はボール遊び禁止のため、開放していただけるのはとてもありがたいです。場所は開放するけれども、責任は自己責任と徹底した方が良いと思います。

**教育長（松村光洋）**

各小学校で進めている校庭開放と同じであり、実証事業とのギャップがあってはいけないと考えております。

**教育部長（安井政義）**

実証事業の経緯として、市長と中学生の対話集会において全ての中学校でボールを使える場所が少ないとの話が出ました。この対話集会の中で、訓原中学校の生徒から「総合運動広場グラウンドを使わせてください」という提案があり、市長が「グラウンドの管理や怪我の問題がある」と答えたところ、生徒から「全部責任を持ち、鍵の管理もするので是非使わせてほしい」ということ

がきっかけで始まっています。再度、訓原中学校の生徒や保護者に対し、怪我については自己責任ということを周知すれば良いと思います。なお、実証事業の期間は、校長の許可により、スポーツ振興センターの保険を適用できるはすですが、保険適用と前面に出てしまうと今後展開していく際に、保険を使えないとなった場合にサービス低下と捉えられてしまう可能性が高いので、当初から自己責任としておいた方がよいという判断のもと進めています。

**委員（岡島秀隆）**

不測の事態が起きた際に、フットワークよく対応していただければよいと思います。

**委員（山田聰子）**

プライベートな時間に市の施設を使うので、事故が起きたら自己責任でよいと思います。

**教育長（松村光洋）**

安全配慮も含め、学校の指導も関連付けながらこの事業を進めていきたいと思います。

（平松委員、挙手）

**教育長（松村光洋）**

平松委員、お願いします。

**委員（平松貴美子）**

2時間の中で、どのような使われ方をされるという想定の実証事業でしょうか。

**スポーツ課長（渡辺進）**

市長と中学生との対話集会において、ボール遊びができる場所がないという意見を踏まえていますので、ボール遊び、サッカー、キャッチボールといった使い方がされると考えています。

**委員（平松貴美子）**

部活動で使うという視点はありますか。

**スポーツ課長（渡辺進）**

部活動で使うことはありません。

教育部長（安井政義）

生徒が仲間に声掛けで集まり、自主練習の形で使う可能性はあると思います。

委員（平松貴美子）

この実証事業の今後については、どういう形を想定されていますか。

スポーツ課長（渡辺進）

訓原中学校以外の市内の中学校もという話が出ましたが、まずは訓原中学校を対象にマナーが守られるか検証し、徐々に広めていきたいと思います。今年度の実証事業を検証し、見極めていきたいと考えています。

委員（平松貴美子）

想定は、中学生だけですか。

教育長（松村光洋）

当面は、中学生のみと考えております。

教育部長（安井政義）

市内にボールを使える施設がないという問題があり、公共施設の有効活用という視点で訓原中学校の生徒に使っていただきます。中学生がルールを守って使用できるということが実証できれば、曜日別に他の中学校も使用するという展開が期待できると思っています。

教育長（松村光洋）

北名古屋市総合運動広場グラウンドの開放実証事業については、ここまでとします。

次に、教員の不祥事について、事務局、説明をしてください。

内容について、令和7年9月北名古屋市教育委員会臨時会を開き、「議案第20号 令和7年5月教育委員会議事録の訂正について」を審議した結果、非公開とすることに決定しました。

教育長（松村光洋）

次に、給食の異物混入について、事務局、説明をしてください。

内容について、令和7年9月北名古屋市教育委員会臨時会を開き、「議案第20号 令和7年5月教育委員会議事録の訂正について」を審議した結果、非公開とすることに決定しました。

**教育長（松村光洋）**

次に、いじめ重大事態について、事務局、説明をしてください。

**内容について、令和7年9月北名古屋市教育委員会臨時会を開き、  
「議案第20号 令和7年5月教育委員会議事録の訂正について」  
を審議した結果、非公開とすることに決定しました。**

**教育長（松村光洋）**

その他に移ります。

連絡事項について、事務局説明をお願いします。

**学校教育課主幹（水野正景）**

- 愛知県市町村教育委員会連合会の総会と研修会について
- 次回の教育委員会会議について

（山田委員、挙手）

**教育長（松村光洋）**

山田委員、お願いします。

**委員（山田聰子）**

市内の高齢者施設の責任者の方から聞いた話です。訓原中学校の職場体験で障害のある生徒を受け入れたが、全く障害を感じなかった。何の支障なく素晴らしい成果を出してくれた。訓原中学校の担当の先生も素晴らしい、是非コラボしたいということで、これから毎月2時間この障害のある3人の生徒が高齢者施設でお手伝いすることになったことを報告させていただきます。

**教育長（松村光洋）**

山田委員、ありがとうございました。

ここで、任期は5月22日までとなりますが、本日の会議が、最後の出席となります、池山委員に、ご挨拶をお願いしたいと思います。

池山委員さん、お願いします。

**委員（池山健次）**

挨拶

教育長（松村光洋）

池山委員さんにおかれましては、大変お世話になりました。今後も市の発展のために様々な分野でのご指導・ご助言を引き続きいただきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

以上で、本日の会議を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

< 午前 11 時 46 分 閉会 >